

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

人民法院オンライン訴訟規則
(法釈〔2021〕12号として2021年6月16日発布、2021年8月1日施行)

オンライン訴訟活動を推進及び規範化し、オンライン訴訟規則を完全化し、法により当事者及びその他の訴訟参加人等の訴訟主体の適法な権利を保障し、公正で効率的な事件審理を確保するため、「中華人民共和国刑事訴訟法」、「中華人民共和国民事訴訟法」、「中華人民共和国行政訴訟法」等の関連法の規定に基づき、人民法院の業務の実情を併せ考慮して、本規則を制定する。

第1条 人民法院、当事者及びその他の訴訟参加人等は、電子訴訟プラットフォーム(以下「訴訟プラットフォーム」という。)を用い、インターネット又は専用ネットワークを通じて、立件、調停、証拠交換、尋問、法廷審理、送達等訴訟段階の全部又は一部をオンラインで完了することができる。

オンライン訴訟活動は、オフライン訴訟活動と同等の法的効力を有する。

第2条 人民法院は、オンライン訴訟を展開する場合には、次の各号に掲げる原則を遵守しなければならない。

- (一) 公正・効率的であるという原則。厳格に法によりオンライン訴訟活動を展開し、裁判フローを完全化し、業務体制を健全化し、技術保障を強化し、司法効率を向上させ、司法の公正を保障する。
- (二) 適法・自由意思の原則。当事者及びその他の訴訟参加人の訴訟方式についての選択権を尊重及び保障し、当事者及びその他の訴訟参加人の同意を経ずに、人民法院は、オンライン訴訟の適用の強制又は他の形態を装った事実上の強制をしてはならない。
- (三) 権利保障原則。当事者の各訴訟権利を十分に保障し、注意喚起・説明・告知義務を強化し、訴訟段階の減少及び当事者の訴訟権益の減損を随意にしてはならない。
- (四) 人民の便宜・利益を図るという原則。オンライン訴訟サービスを最適化し、訴訟プラットフォームの機能を完全化し、情報技術の応用を強化し、当事者の訴訟コストを低下させ、紛争解決効率を向上させる。異なる集団の司法需要を統一的に調整して各方面に配慮し、未成年者、高齢者、障害者等の特殊な集団に対して訴訟案内を強化し、相応の司法の便宜を提供する。
- (五) 安全で信頼できるという原則。法により国家の安全を維持し、国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー及び個人情報を保護し、オンライン訴訟データ情報の安全を有効に保障する。技術の応用を規範化し、技術の中立性及びプラットフォームの中立性を確保する。

第3条 人民法院は、事件の状況、当事者の意向及び技術的条件等の要素を総合的に考慮し、次の各号に掲げる事件についてオンライン訴訟を適用することができる。

- (一) 民事・行政訴訟事件
- (二) 刑事迅速裁判手続事件、減刑・仮釈放事件及びその他の特殊な原因によりオフライン審理に適さない刑事事件
- (三) 民事特別手続、督促手続、破産手続及び非訟執行審査事件
- (四) 民事・行政執行事件及び刑事附帯民事訴訟執行事件
- (五) その他オンライン方式を採用した審理に適する事件

第4条 人民法院は、オンライン訴訟を展開する場合には、当事者の同意を得、かつ、オンライン訴訟の適用に係る具体的段階、主要な形式、権利義務、法的結果及び操作方法等を告知しなければならない。

人民法院は、当事者のオンライン訴訟についての相応の意思表示に基づき、次の各号に掲げる処理を行わなければならない。

- (一) 当事者が自発的にオンライン訴訟の適用を選択した場合には、人民法院は、その同意を改めて別途得ないことができ、相応の訴訟段階は、直接オンラインで進行することができる。
- (二) 各当事者がいずれもオンライン訴訟の適用に同意した場合には、相応の訴訟段階は、オンラインで進行することができる。
- (三) 一部の当事者がオンライン訴訟の適用に同意し、一部の当事者が同意しなかった場合には、相応の訴訟段階は、同意する当事者がオンライン、同意しない当事者がオフラインという方式を採用して進行することができる。
- (四) 当事者が一部の訴訟段階についてのオンライン訴訟の適用を自発的に選択又は同意したにすぎない場合には、人民法院は、当該当事者がその他の訴訟段階のいずれについてもオンライン訴訟の適用に同意したものと推定してはならない。

人民検察院が関与する事件についてオンライン訴訟を適用する場合には、人民検察院の同意を得なければならない。

第5条 訴訟過程中に、当事者がオンライン訴訟能力を欠く、オンライン訴訟の条件を具備していない、又は相応の訴訟段階がオンラインでの処理に適さない等の事由のいずれかが存在する場合には、人民法院は、相応の訴訟段階をオフラインでの進行に切り替えなければならない。

当事者は、相応の訴訟段階についてのオンライン訴訟の適用に既に同意したものの訴訟過程中に翻意した場合には、相応の訴訟活動を展開する前の合理的期間内に申し出なければならない。審査を経て、故意による訴訟遅延等の不当な事由が存在しないと人民法院が認めた場合には、相応の訴訟段階は、オフラインでの進行に切り替えることができる。

調停、証拠交換、尋問、聴聞、法廷審理等の訴訟段階において、一方当事者は、その他の当事者及び訴訟参加人にオフラインでの訴訟参加を要求する場合には、具体的な理由を提出しなければならない。審査を経て、事件の内容が難解複雑である、証人による現場での証言が必要である、オフラインでの挙証・質証、陳述・弁論の必要がある等の事由のいずれかが事件に存在すると人民法院が認めた場合には、相応の訴訟段階は、オフラインでの進行に切り替えることができる。

第6条 当事者は、オンライン訴訟の適用に既に同意したにもかかわらず、正当な理由なくオンライン訴訟活動に参加せず、又は相応の訴訟行為を行わず、合理的期間内にオフ

ラインでの進行への切替えの申請・申出もしない場合には、法律及び司法解釈の関連規定により、相応の法的結果を負わなければならない。

第7条 オンライン訴訟に参加する訴訟主体は、訴訟プラットフォームにおいて実名登録を先行して完了させなければならない。人民法院は、証書・許可証のオンライン比較照合、身元認証プラットフォームによる認証等の方式を通じて、訴訟主体の実名登録済携帯電話番号、住民身分証書番号、パスポート番号、統一的社会信用代码等の情報を照合確認し、訴訟主体の身元の真実性を確認しなければならない。訴訟主体は、オンラインで身元認証を完了した後、訴訟プラットフォームにログインする専用アカウントを取得する。

オンライン訴訟に参加する訴訟主体は、訴訟プラットフォームの専用アカウント及びパスワードを適切に保管しなければならない。アカウントの盗用又はシステムエラーが存在したことを証明する証拠がある場合を除き、専用アカウントを使用し訴訟プラットフォームにログインして行われた行為は、被認証者本人の行為とみなす。

人民法院は、オンラインで調停、証拠交換、法廷審理等の訴訟活動を展開する場合には、訴訟主体の身元を再度検証しなければならない。確かに必要である場合には、オフラインで更に身元を照合確認しなければならない。

第8条 人民法院、特別招請調停組織及び特別招請調停員は、訴訟プラットフォーム、人民法院調停プラットフォーム等を通じてオンライン調停活動を展開することができる。オンライン調停は、法律及び司法解釈の関連規定に従って行い、国家秘密、商業秘密、個人のプライバシー及びその他の公開に適さない情報を法により保護しなければならない。

第9条 当事者がオンライン方式を採用して訴訟提起資料を提出する場合には、人民法院は、資料受領後の法定期限内に、オンラインで次の各号に掲げる処理を行わなければならない。

- (一) 訴訟提起条件に適合する場合には、立件登記をし、かつ、事件受理通知書、訴訟費用納付通知書、挙証通知書等の訴訟文書を送達する。
- (二) 提出資料が要求に適合しない場合には、補正するよう当該当事者に遅滞なく通知し、かつ、補正内容及び期限を一括で告知し、事件受理期間は、補正資料受領の翌日から新たに起算する。
- (三) 訴訟提起条件に適合せず、又は訴訟提起資料が補正を経てもなお要求に適合しない場合において、原告が訴訟提起を堅持するときは、受理しない旨又は立件しない旨を法により裁定する。

当事者が要求に適合する訴状等の資料を既にオンラインで提出している場合には、人民法院は、当事者に紙文書の再提供を要求してはならない。

上訴、再審申立て、特別手続、執行等の事件のオンライン受理規則については、本条第1項及び第2項の規定を参照して処理する。

第10条 事件にオンライン訴訟を適用する場合には、人民法院は、被告、被上訴人又はその他の訴訟参加人に通知し、その者がオンライン方式による訴訟参加に同意するか否かを尋ねなければならない。被通知人は、オンライン方式の採用に同意する場合には、通知を受領してから3日以内に訴訟プラットフォームを通じて身元の検証及び事件との関連付けをし、かつ、その後の訴訟活動中に訴訟プラットフォームを通じて事件情報を把握し、訴訟資料を受信及び提出し、並びにその他の訴訟行為を実施しなければならない。

被通知人がオンライン方式の採用への同意を明確に表示せず、かつ、人民法院が指定した期限内に訴訟プラットフォームへの登録・ログインをしていない場合には、被通知人に対する関連訴訟活動は、オフラインで進行する。

第11条 当事者は、訴訟プラットフォームにおいて、訴状、答弁書、反訴状、代理意見等の訴訟文書資料に直接記入・入力することができる。

当事者は、スキャン、写真複製、転写等の方式を通じてオフラインの訴訟文書資料又は証拠資料を電子化処理した後、訴訟プラットフォームにアップロードすることができる。訴訟資料が電子データであり、かつ、訴訟プラットフォームと当該電子データを保存しているプラットフォームとが既に接続を実現している場合には、当事者は、電子データを訴訟プラットフォームに直接提出することができる。

当事者が電子化資料を提出することが確かに困難である場合には、人民法院は、当事者がオフラインの資料を電子化処理した後に訴訟プラットフォームに取り込むのを補助することができる。

第12条 当事者が提出した電子化資料は、人民法院の審査通過を経た後、訴訟において直接使用することができる。訴訟中に次の各号に掲げる事由のいずれかが存在する場合には、人民法院は、原本・原物の提供を当事者に要求しなければならない。

- (一) 電子化資料が原本・原物と一致しないと相手方当事者が考え、かつ、合理的な理由及び根拠を提出した場合
- (二) 電子化資料の表示が不完全であり、内容が不鮮明であり、又はフォーマットが規範に合っていない場合
- (三) 人民法院の文書ファイル・档案管理の関連規定により、原本・原物の提供が要求される場合
- (四) 原本・原物の提出が必要であると人民法院が認める場合

第13条 当事者が提出した電子化資料が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、人民法院は、原本・原物の形式に係る要求に適合すると認定することができる。

- (一) 電子化資料の原本・原物との一致性について相手方当事者が異議を申し立てていない場合
- (二) 電子化資料の形成過程が既に公証機構の公証を経ている場合
- (三) 電子化資料が既に以前の訴訟において提出され、かつ、人民法院の確認を経ている場合
- (四) 電子化資料がオンライン又はオフラインの方式を通じて既に原本・原物と比較照合され、一致している場合
- (五) 電子化資料が原本・原物と一致することを証明するその他の証拠がある場合

第14条 人民法院は、当事者の選択及び事件の状況に基づき、当事者によるオンライン証拠交換の展開を組織し、同時性又は非同時性の方式を通じオンラインで挙証・質証させることができる。

各当事者は、同時性のオンライン証拠交換を選択した場合には、人民法院が指定した時間に訴訟プラットフォームにログインし、オンラインビデオ又はその他の方式を通じ、既に訴訟プラットフォームに取り込まれた証拠資料又はオフラインで送達された証拠資料の副本について、質証意見を集中的に発表しなければならない。

各当事者は、非同時性のオンライン証拠交換を選択した場合には、人民法院が確定し

た合理的期間内にそれぞれ訴訟プラットフォームにログインし、既に訴訟プラットフォームに取り込まれた証拠資料を検討し、かつ、質証意見を発表しなければならない。

各当事者がいずれもオンライン証拠交換に同意しているが具体的な方式について意見の一致を達成することができない場合には、同時性のオンライン証拠交換を適用する。

第15条 当事者が証拠として提出した電子化資料及び電子データについて、人民法院は、法律及び司法解釈の関連規定に従い、当事者の挙証・質証を経た後、法によりその真実性、適法性及び関連性を認定しなければならない。人民法院の調査を経て事実であると証明されていない証拠は、事件の事実を認定する根拠としてはならない。

第16条 当事者が証拠として提出した電子データがブロックチェーン技術を通じて保存され、かつ、技術的検査を経て一致したものであった場合には、人民法院は、当該電子データはチェーンにアップロードされた後に改ざんを経っていないと認定することができる。ただし、それを覆すに足る反対証拠がある場合を除く。

第17条 ブロックチェーン技術により保存された電子データがチェーンにアップロードされた後の真実性について当事者が異議を申し立て、かつ、合理的な理由がある場合には、人民法院は、次の各号に掲げる要素を併せ考慮して判断を行わなければならない。

- (一) 証拠保存プラットフォームがブロックチェーン証拠保存サービスの提供に関する国の関係部門の関連規定に適合しているか否か。
- (二) 当事者と証拠保存プラットフォームとに利害関係が存在し、かつ、技術手段を利用して証拠の収集・保存過程に不当に介入しているか否か。
- (三) 証拠保存プラットフォームの情報システムが清潔性・安全性・信頼性・可用性という国家標準又は業界標準に適合しているか否か。
- (四) 証拠保存の技術及び過程が、関連する国家標準又は業界標準中のシステム環境、技術セキュリティ、暗号化方式、データ伝送、情報検証等の方面に関する要求に適合しているか否か。

第18条 電子データがチェーンにアップロードされ保存される前に既に真実性を具備していなかったと当事者が主張し、かつ、証拠を提供して証明し、又は理由を説明した場合には、人民法院は、審査を行わなければならない。

人民法院は、事件の状況に基づき、ブロックチェーン技術により保存された電子データを提出した一方当事者に対して、チェーンにアップロードされ保存される前のデータの真実性を証明する証拠を提出するよう要求し、かつ、チェーンにアップロードされ保存される前のデータの具体的な出所、生成メカニズム、保存過程、公証機構の公証、第三者の証明、関連・裏付けデータ等の状況を併せ考慮して総合的な判断を行うことができる。当事者が証拠を提出して証明すること又は合理的な説明を行うことができず、当該電子データがその他の証拠と相互に裏付けることもできない場合には、人民法院は、その真実性を確認しない。

第19条 当事者は、ブロックチェーン技術により保存された電子データに関連する技術的問題について、専門知識を有する者による意見提出を申請することができる。人民法院は、当事者の申請に基づき、又は職権により、ブロックチェーン技術により保存された電子データの真実性の鑑定を委託し、又はその他の関連証拠を取り調べて照合を行うことができる。

第20条 各当事者の同意を経て、人民法院は、当事者に対し、一定の期限内にそれぞれ訴

訟プラットフォームにログインして非同時性の方式により調停、証拠交換、調査・尋問、法廷審理等の訴訟活動を展開するよう指定することができる。

少額訴訟手続又は民事・行政簡易手続を適用して審理する事件が次の各号に掲げる事由に同時に該当する場合には、人民法院及び当事者は、指定期限内に、法廷審理手続の段階ごとにそれぞれ法廷審理参加ビデオを収録し、かつ、訴訟プラットフォームにアップロードして、非同時に法廷審理活動を完了することができる。

- (一) 各当事者が同時にオンラインで法廷審理に参加することに確かに困難がある場合
- (二) 一当事者が書面による申請を提出し、各当事者がいずれも同意を示した場合
- (三) 事件がオンライン証拠交換又は調査・尋問を経ており、事件の主要事実及び証拠について各当事者に争いが無い場合

第21条 人民法院が開廷審理する事件は、当事者の意向、事件の状況、社会的影響、技術的条件等の要素に基づき、ビデオ方式を採用してオンライン法廷審理するか否かを決定しなければならない。ただし、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、オンライン法廷審理を適用してはならない。

- (一) 各当事者がいずれも明確に不同意を示し、又は一方当事者が不同意を示し、かつ、正当な理由がある場合
- (二) 各当事者がいずれもオンライン法廷審理に参加する技術的条件及び能力を具備していない場合
- (三) 法廷審理を通じて現場で身元を明らかにし、原本を照合し、又は現物を検査する必要がある場合
- (四) 事件が難解複雑であり、又は証拠が非常に多く、オンライン法廷審理の適用が事実の解明及び法律の適用に不利である場合
- (五) 事件が国家の安全・国家秘密に関わる場合
- (六) 事件が重大な社会的影響を有し、幅広い関心を集める場合
- (七) その他オンライン法廷審理の適用に適さない事由が存在すると人民法院が認める場合

オンライン法廷審理方式を採用して審理する事件について、審理過程中に上述の事由のいずれかが存在することが判明した場合には、人民法院は、遅滞なくオフライン法廷審理に切り替えなければならない。既に完了したオンライン法廷審理活動は、法的効力を有する。

オンライン尋問の適用範囲及び条件は、オンライン法廷審理の関連規則を参照する。

第22条 オンライン法廷審理を適用する事件については、法律及び司法解釈の関連規定に従って開廷前の準備、法廷調査、法廷弁論等の法廷審理活動を展開し、忌避申立て、挙証、質証、陳述、弁論等の訴訟権利を当事者に保障しなければならない。

第23条 公告送達が必要である事件については、人民法院は、公告において、オンライン又はオフラインで法廷審理に参加する場合の具体的な方式を明確にし、オンライン法廷審理を選択する権利を当事者に告知することができる。被公告当事者が開廷前に人民法院に対しオンライン法廷審理への同意を表示していない場合には、被公告当事者にオフライン法廷審理を適用する。オンライン法廷審理の適用に同意したその他の当事者は、オンラインで法廷審理に参加することができる。

第24条 オンラインで法廷審理活動を展開する場合には、人民法院は、環境要素が完全に

揃っているオンライン法廷を設置しなければならない。オンライン法廷は、国章が目立つ位置にあり、裁判人員及び座席の名称等がビデオ画面の合理的な区域にあるよう保持しなければならない。特殊な事由が存在することにより、オンライン法廷外のその他の場所においてオンライン法廷審理を組織する必要がある場合には、当該院の院長の同意を仰がなければならない。

出廷者は、オンライン法廷審理に参加する場合には、静かであり、干渉がなく、明かりが適当であり、ネットワーク信号が良好であり、かつ、相対的に閉鎖された場所を選択しなければならない。法廷審理の音声・映像の効果に影響し、又は法廷審理の厳粛性を損なう可能性がある場所において法廷審理に参加してはならない。必要である場合には、人民法院は、指定場所に向いてオンライン法廷審理に参加するよう出廷者に要求することができる。

第25条 出廷者は、オンライン法廷審理に参加する場合には、司法の礼儀を尊重し、法廷規律を遵守しなければならない。人民法院は、オンライン法廷審理の特徴に基づき、「中華人民共和国人民法院法廷規則」の関連規定を適用する。

ネットワーク障害、設備損壊、電力中断又は不可抗力等の原因に確かに属する場合を除き、当事者が正当な理由なくオンライン法廷審理に参加しない場合には「出廷拒否」とみなし、法廷審理中にみだりに退出し、注意喚起・警告を経た後もなお是正しない場合には「中途退廷」とみなし、それぞれ関連する法律及び司法解釈の規定に従い処理する。

第26条 証人がオンライン方式を通じて出廷する場合には、人民法院は、オンライン出廷場所の指定、オンライン証言室の設置等の方式を通じて、その者が事件審理を傍聴しないこと及び他人の干渉を受けないことを保証しなければならない。当事者が証人のオンライン出廷について異議を申し立て、かつ、合理的な理由がある場合又は確かに必要があると人民法院が認める場合には、オフラインで出廷し証言するよう証人に要求しなければならない。

鑑定人、現場検証者及び専門知識を有する者がオンラインで出廷する場合には、前項の規定を参照して執行する。

第27条 オンライン法廷審理を適用する事件は、法律及び司法解釈の関連規定に従い、法廷審理活動を公開しなければならない。

国家の安全、国家秘密又は個人のプライバシーに関わる事件については、法廷審理過程は、インターネット上で公開してはならない。未成年者、商業秘密、離婚等に関わる民事事件については、当事者が非公開審理を申請した場合には、オンライン法廷審理過程は、インターネット上で公開しないことができる。

いかなる者も、人民法院の同意を経ず、法律・規則に違反して、オンライン法廷審理過程に関わる音声・映像及び画像・文字資料を録音・録画し、切り取り、及び伝播してはならない。

第28条 オンライン訴訟の参加人が本規則第8条、第24条、第25条、第26条又は第27条の規定に故意に違反し、オンライン訴訟の秩序を妨害する行為を実施した場合には、人民法院は、法律及び司法解釈の訴訟妨害についての関連規定に基づき処理を行うことができる。

第29条 人民法院は、送達を受けるべき者の同意を経て、送達プラットフォームを通じ、

送達を受けるべき者の電子メールボックス、インスタントメッセージのアカウント、訴訟プラットフォーム専用アカウント等の電子アドレスに対し、法律及び司法解釈の関連規定に従って訴訟文書及び証拠資料を送達することができる。

次の各号に掲げる事由のいずれかを具備する場合には、人民法院は、送達を受けるべき者が電子送達に同意したと確定することができる。

- (一) 送達を受けるべき者が同意を明確に表示した場合
- (二) 送達を受けるべき者が訴訟の前に、電子送達を適用することについて約定又は承諾を既に行っていた場合
- (三) 送達を受けるべき者が提出する訴状、上诉状、申立書又は答弁書において、送達の受信に用いる電子アドレスを自発的に提供した場合
- (四) 送達を受けるべき者が受領確認の返信、訴訟参加等の方式を通じて完了済みの電子送達を受け入れ、かつ、電子送達に同意しない旨を明確に表示していない場合

第30条 人民法院は、電話確認、訴訟プラットフォームでのオンライン確認、オフラインでの電子送達確認書の発送等の方式を通じ、送達を受けるべき者が電子送達に同意するか否か、並びに送達を受けるべき者が電子送達を受信する具体的な方式及びアドレスを確認し、かつ、電子送達の適用範囲、効力、送達アドレスの変更方式及びその他の告知する必要がある送達事項を告知することができる。

第31条 送達を受けるべき者が自発的に提供又は確認した電子アドレスに人民法院が送達した場合には、送達情報は、電子アドレスの所在システムに到達した時に送達されたものとする。

送達を受けるべき者が有効な電子送達アドレスを提供せず、又は確認しない場合において、人民法院が送達を受けるべき者本人のものと認められる電子アドレスに送達したときは、次の各号に掲げる状況に基づいて、送達が効力を生ずるか否かを確定する。

- (一) 送達を受けるべき者が受領し確認済みである旨を返信し、又は送達内容に基づいて相応の訴訟行為を既に行った場合には、有効な送達が完了したものとする。
- (二) 送達を受けるべき者の電子アドレスの所在システムが、送達を受けるべき者が既読である旨をフィードバックした場合、又は送達を受けるべき者が受領し確認済みである旨を証明することができるその他の証拠がある場合には、有効な送達が完了したものと推定する。ただし、送達を受けるべき者が、システムエラーが存在すること、送達アドレスが本人以外のものであること、又は本人以外が既読にしたこと等送達内容を受領し確認していないことを証明できる場合を除く。

人民法院は、電子送達を展開する場合には、システム中で、全ての過程について証拠を残し、かつ、電子送達証憑を作成しなければならない。電子送達証憑は、送達受領証明の効力を有する。

同一内容の送達資料について、複数の電子的方式を採用して送達を受けるべき者に発送した場合には、最初に完了した有効な送達の時刻をもって、送達が効力を生じる時とする。

第32条 人民法院が電子送達を適用する場合には、関連する送達資料を閲覧、受信及びダウンロードするよう、並行してショートメッセージ、インスタントメッセージ、訴訟プラットフォームでの注意喚起等の方式を通じ、送達を受けるべき者に通知することができる。

第33条 オンライン訴訟を適用する事件について、各訴訟主体は、オンライン確認、電子署名等の方式を通じ、調停合意、調書、電子送達証憑及びその他の訴訟資料を確認し、及び署名のうえ受け取ることができる。

第34条 オンライン訴訟を適用する事件について、人民法院は、調停、証拠交換、法廷審理、合議等の訴訟段階において、電子調書を並行して形成しなければならない。電子調書は、オンライン方式により照合確認した後、書面の調書と同等の法的効力を有する。

第35条 オンライン訴訟を適用する事件について、人民法院は、技術手段を利用し、事件処理と並行して電子文書ファイルを生成し、電子档案を形成しなければならない。電子档案の作成、分類、保存、利用等は、档案管理に関連する法律・法規の規定に従い、執行する。

事件について、紙の資料がなく、又は紙の資料が既に全て電子資料に変換された場合には、第一審人民法院は、紙の文書ファイルに代え、電子文書ファイルを採用して上訴に係る移送を行うことができる。

オンライン訴訟を適用する事件に紙の文書ファイル資料が存在する場合には、档案管理に関連する法律・法規に従い、作成、分類及び保存しなければならない。

第36条 裁決を執行する事件のオンライン立件、電子資料提出、執行和解、当事者尋問、電子送達等の段階には、本規則の関連する規定を適用して処理する。

人民法院は、財産調査差押システム、ネットワーク価格見積評価プラットフォーム、ネットワーク競売プラットフォーム、信用懲戒システム等を通じ、財産の調査、封印、差押え、凍結、取立て、換価及び懲戒等の執行の実施段階をオンラインで完了することができる。

第37条 本規定第3条第2号の規定に適合する刑事事件については、公訴人、当事者及び弁護人の同意を経て、事件の状況に基づき、オンライン方式を採用して被告人質問、開廷審理、判決の宣告等を行うことができる。

事件にオンライン方式を採用して審理する場合には、次の各号に掲げる状況に従い、それぞれ処理する。

- (一) 被告人又は有罪判決を受けた者が拘束を受けている場合には、看守所、監獄等の拘束場所において、オンラインで出廷することができる。
- (二) 被告人又は有罪判決を受けた者が拘束を受けていない場合において、特別の原因により確かに法廷に行くことができないときは、人民法院が指定する場所においてオンラインで出廷することができる。
- (三) 証人及び鑑定人は、通常、オフラインで出廷しなければならない。ただし、法律及び司法解釈に別段の定めがある場合を除く。

第38条 オンライン訴訟に参加する関連主体は、データ安全及び個人情報保護の関連法律・法規を遵守し、データ安全及び個人情報保護義務を履行しなければならない。人民法院が法により公開する場合を除き、いかなる者も、法律・規則に違反してオンライン訴訟のデータ・情報を開示、伝播及び使用してはならない。上記の事由が発生した場合には、人民法院は、具体的な状況に基づき、法律及び司法解釈のデータ安全、個人情報保護及び訴訟妨害に関する規定により、関連単位及び人員の法的責任を追及することができ、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第39条 本規則は、2021年8月1日から施行する。最高人民法院が以前に発布した司法解

積のオンライン訴訟に関わる規定と本規則とが一致しない場合には、本規則を基準とする。

(法令原文名称：人民法院在线诉讼规则)

シティユーワ法律事務所